

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県選挙管理委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県選挙管理委員会事務局
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成26年7月15日
  - (2) 本監査実施日 平成26年9月1日
- 3 監査結果の公表の日 平成26年10月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支出に当たり、旅行完了後著しく遅れて支出しているものが2件、192,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	予算の配当要求を含む一連の事務手続に係る書類を整理するとともに、業務標準書を作成することにより、再発防止に努めることとした。